

(請負求人申し込み求人者に対するもの)

「お知らせ」

請負契約等に基づき発注企業の事業所内を就業場所とする求人をお申し込みの求人者の皆様へ

ハローワークでは、就業場所が自社内の事務所、工場、作業場等でなく、請負契約（委託契約等の場合も含む。）に基づいて、当該請負契約の発注企業の事業所内で就業することとなる求人については「請負求人」として区分し、求職者に必要な情報提供、適格な紹介を行うため、以下のとおり取り扱っています。

- ① 職種名の欄に（請負）、（請）等を表示
- ② 就業場所欄に発注企業の具体的住所及び事業所名を表示
- ③ 就業場所別、職種別に求人票を作成
- ④ 就業場所において速やかに就業可能な状況となっている場合に限定

このため、必要に応じて発注企業との契約書、受注書等を確認させていただいております。

しかし、最近、契約が成立していないと疑われる求人が多数申し込まれ、ハローワーク利用者や発注企業とされた企業から多くの苦情が寄せられるという誠に遺憾な事案が発生いたしました。

このような事案については、当該求人企業及び発注企業とされた企業の信頼を損ねるばかりでなく、ハローワークの求人全体に対する信頼に影響を及ぼすものであり、厳正な対応が求められています。

つきましては、これまでハローワークは、事業者との信頼関係のもと、請負求人に係る就業場所や発注企業名等については、主に求人申込書の記載内容及び口頭で確認してきたところ、再発防止のため、求人を受け付ける際において、就業場所の現状等について詳細な確認を行うこととし、担当者から詳しく状況をご説明いただくほか、必要に応じて、契約書、受注書等の確認、また、発注企業に対する確認、職員による現地確認等を行うことといたしました。

そのうえで、求人票に必要項目を表示しない、求人内容について必要な確認ができない、といった場合は当該求人の受付をお断りすることとなりますのであらかじめご了承ください。

事業者の皆様には、お手数をおかけすることとなりますが、事案の再発防止、ハローワーク求人の信頼性確保のため、ご協力を心よりお願い申し上げます。

東京労働局

ハローワーク〇〇